

# 基本構想

# 第1章 将来都市像

## 1. はじめに

鴻巣市は、全国に誇る「花」の生産をはじめ、荒川を中心とする河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、鉄道・幹線道路\*などの交通利便性にも優れた立地特性により、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域も併せ持っています。

人口減少社会の本格的突入と社会情勢の急激な変化により、市を取り巻く環境は厳しさを増してきていますが、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、鴻巣市自治基本条例\*に定められた「市民と市を挙げて市民自治の実現を目指し、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていく」という趣旨を尊重し実現するためには、これまで以上に市の責務と役割を明確にした取組が必要になります。

第5次鴻巣市総合振興計画においては、『「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創る』という理念をこめ、将来都市像として「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」が定められましたが、この理念・目指すべき都市像は、今後10年先の理想の姿を思い描くにあたって、変わらず共感され継承すべき姿といえます。

そこで、第6次鴻巣市総合振興計画においても、基本理念、将来都市像は、第5次鴻巣市総合振興計画を継承するものとします。

## 2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第6次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方とします。

### すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできる、「活力のあるまち」を市民みんなで創ります。

### 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

「花」を中心に、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって親しみを感じ、発展できるまちを市民みんなで創ります。

### 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

河川や緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のある「人にも生きものにもやさしいまち」を市民みんなで創ります。

### 3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

# 第2章 将来人口

## 1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表する人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されており、鴻巣市も例外ではなく、人口減少局面に進む見込みです。

平成27年度に策定された「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」では、人口減少への対策や今後のまちづくりについて検討するための、人口の将来展望について設定を行い、『平成52（2040）年時点で人口100,000人を維持していること』を長期目標として設定しました。

<人口の将来展望（平成52（2040）年時点で、人口100,000人）に必要な仮定値>

### ■合計特殊出生率\*（人）

平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 (2030)年	平成47 (2035)年	平成52 (2040)年以降
1.11	1.21	1.31	1.40	1.50	1.60

●鴻巣市での合計特殊出生率は、全国・県平均に対し、過年度を通じ低い状況にある中、極端な上昇は現実性が低いため、平成52（2040）年に『人口10万人』の維持が可能な、平成52（2040）年時点の合計特殊出生率「1.60」を目指す形で仮定値として設定。

### ■移動率（転出入）

『社会増減0人／年（転入－転出＝0人）』

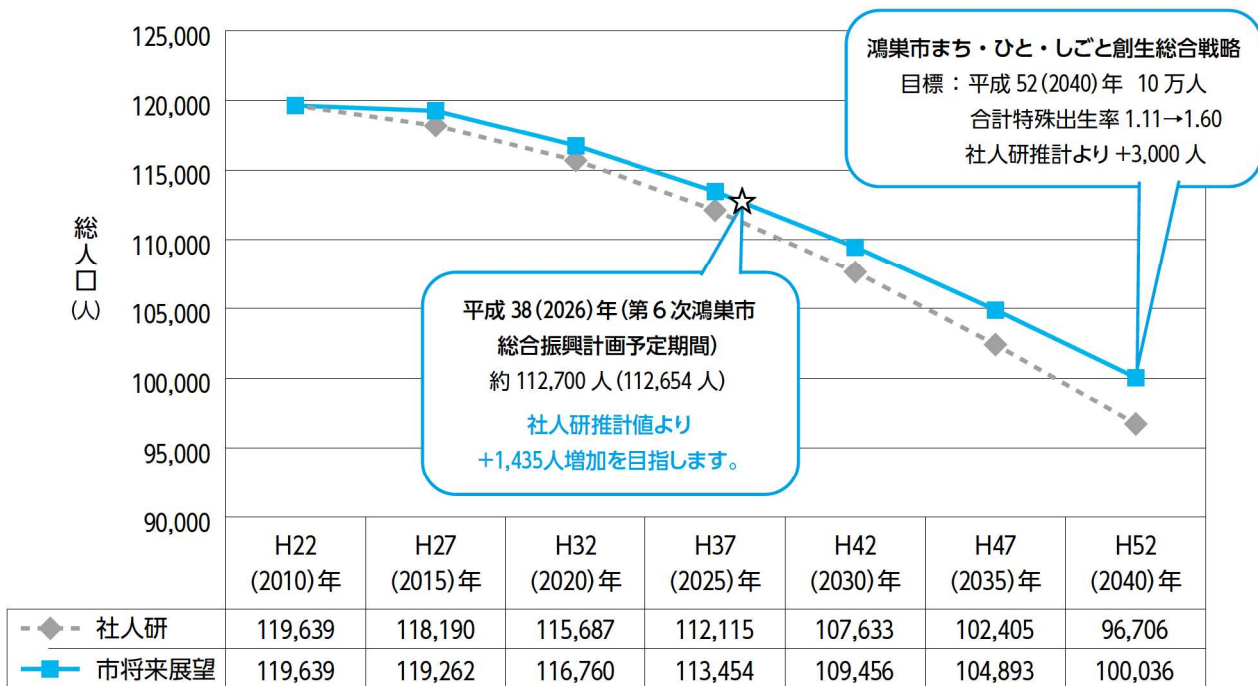
●直近の『平成22（2010）年～平成26（2014）年』の社会増減数の年平均は『－200人』の転出超過が続いており、この転出超過傾向から社会増減0人を目標に、仮定値に設定。

鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、鴻巣市人口ビジョンの考え方を踏襲し、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第6次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のよう

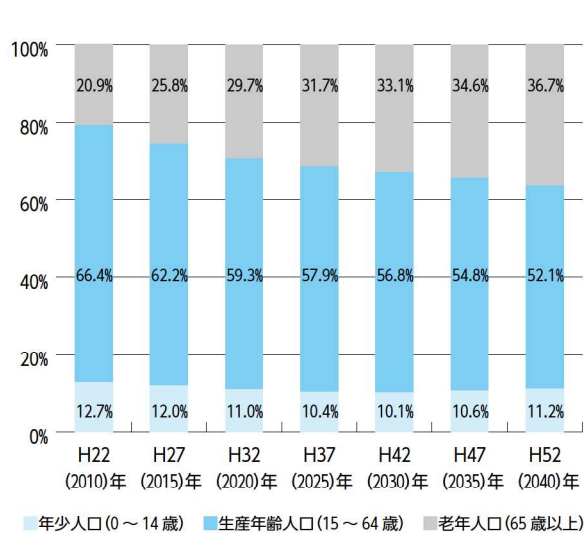
平成38(2026)年の将来人口の目標 **112,700人**



鴻巣市人口ビジョンに基づく将来人口展望



年齢3区分別の将来人口展望



単位：人、%

区分	H22 (2010)年	H27 (2015)年	H32 (2020)年	H37 (2025)年	H42 (2030)年	H47 (2035)年	H52 (2040)年
社人研推計	119,639	118,190	115,687	112,115	107,633	102,405	96,706
市将来展望	119,639	119,262	116,760	113,454	109,456	104,893	100,036
年少人口(0~14歳)	15,261	14,294	12,899	11,752	11,078	11,142	11,172
構成比	12.7	12.0	11.0	10.4	10.1	10.6	11.2
生産年齢人口(15~64歳)	79,419	74,206	69,183	65,688	62,106	57,521	52,170
構成比	66.4	62.2	59.3	57.9	56.8	54.8	52.1
老年人口(65歳以上)	24,959	30,762	34,677	36,014	36,272	36,230	36,694
構成比	20.9	25.8	29.7	31.7	33.1	34.6	36.7

# 第3章 土地利用構想

## 1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業などの活動の基礎・基盤といえる「土地」の「利用の中心となるべき方向性」を示し、適正かつ将来の礎となる姿へ導く、いわゆる「まちの設計図（グランドデザイン）」となるものです。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング（面的要素）を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅地ゾーン	<p>少子高齢化の本格的な到来を見据え、地域コミュニティが活発になり、住みたい・住んでよかったと思える住宅地形成を推進します。</p> <p>特に、転入者の増加を目指し、北新宿第二・広田中央特定土地区画整理事業を中心にした新市街地の形成と、既存住宅地における道路・上下水道・公園・住宅などの機能更新をバランス良く進め、公共交通機関や医療・福祉・子育て支援・店舗などの生活利便施設と都市緑地が調和した、安全・快適で、うるおいと安らぎのある住環境を創出します。</p>
商業・業務地ゾーン	<p>鴻巣駅周辺や旧中山道沿線の区域をはじめ、北鴻巣駅、吹上駅周辺といった「人が集う拠点」においては、消費活動や働く場、交流の場といった地域経済と生活利便を支える役割を担うため、訪れた人が楽しみを覚え、長く滞留したくなる魅力を感じる多機能拠点としての充実を図ります。</p> <p>特に、鴻巣駅東口については、市街地再開発事業*の整備促進により、既存商店街との連たん性・動線形成・回遊性などの向上と多様な都市機能の集積を進め、「まちの顔」となる拠点を形成します。</p>
工業・流通地ゾーン	<p>「しごとの創出」による、市内居住・経済活性化を促進するべく、川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区などの企業定着と、環境への影響や公害の発生防止などに配慮した、国道17号熊谷バイパス沿線や川里工業団地周辺の幹線道路*整備済みエリアへ、新規企業の立地を促進します。</p>
公共施設地ゾーン	<p>周辺環境と調和した、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能、防災機能などの整備や集積を推進し、機能的・効果的な公共サービスの提供を可能とします。</p>

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
沿道サービス地 ゾーン	<p>市の都市形成の骨格である国道17号、国道17号熊谷バイパスの沿道などについては、交通の利便性を生かしつつ、周辺環境と調和した、沿道型商業・サービス・流通施設などの生活利便施設をはじめとする、都市的土地利用への誘導を図ります。</p>
沿道サービス地 ゾーン (検討ゾーン)	<p>事業化された国道17号上尾道路の進捗状況を見据え、新たな都市形成骨格道路の沿線として相応しい、沿道サービス地ゾーンへの転換や新たな都市拠点づくりを、長期的構想として検討します。</p>
交流・産業 ゾーン	<p>国道17号及び国道17号熊谷バイパス・上尾道路の交通結節点であり、北鴻巣駅からも徒歩圏である本ゾーンでは、ゾーンのもつポテンシャルを最大限活用し、道の駅を中心とする都市と農地の調和が生み出す、「人・モノの交流と賑わい」が創生される交流・産業拠点の形成を図ります。</p>
農業・集落地 ゾーン	<p>郊外に広がる豊かな田園地帯では、農業生産基盤の整備などを通じて、生産性や収益を確保し、複合化経営を進めるとともに、農地の持つ多面的で貴重な役割や機能を勘案し、有効的な活用を推進します。</p> <p>集落においては、集落内道路や生活排水対策などにより、健全な日常生活が営まれる生活環境の維持・整備を図ります。</p>
公園・緑地 ゾーン	<p>荒川、元荒川などの河川や、郊外に広がる豊かな田園地帯が生み出す、水と緑に恵まれた市の特性を生かし、公園や緑道などの整備を通じ、地球環境に配慮した緑のネットワークを構築していきます。</p> <p>また、水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリ<sup>*</sup>も生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成を図ります。</p> <p>大規模な公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場、災害時の広域避難場所として相応しい整備を行います。</p>

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

政策  
1

政策  
2

政策  
3

政策  
4

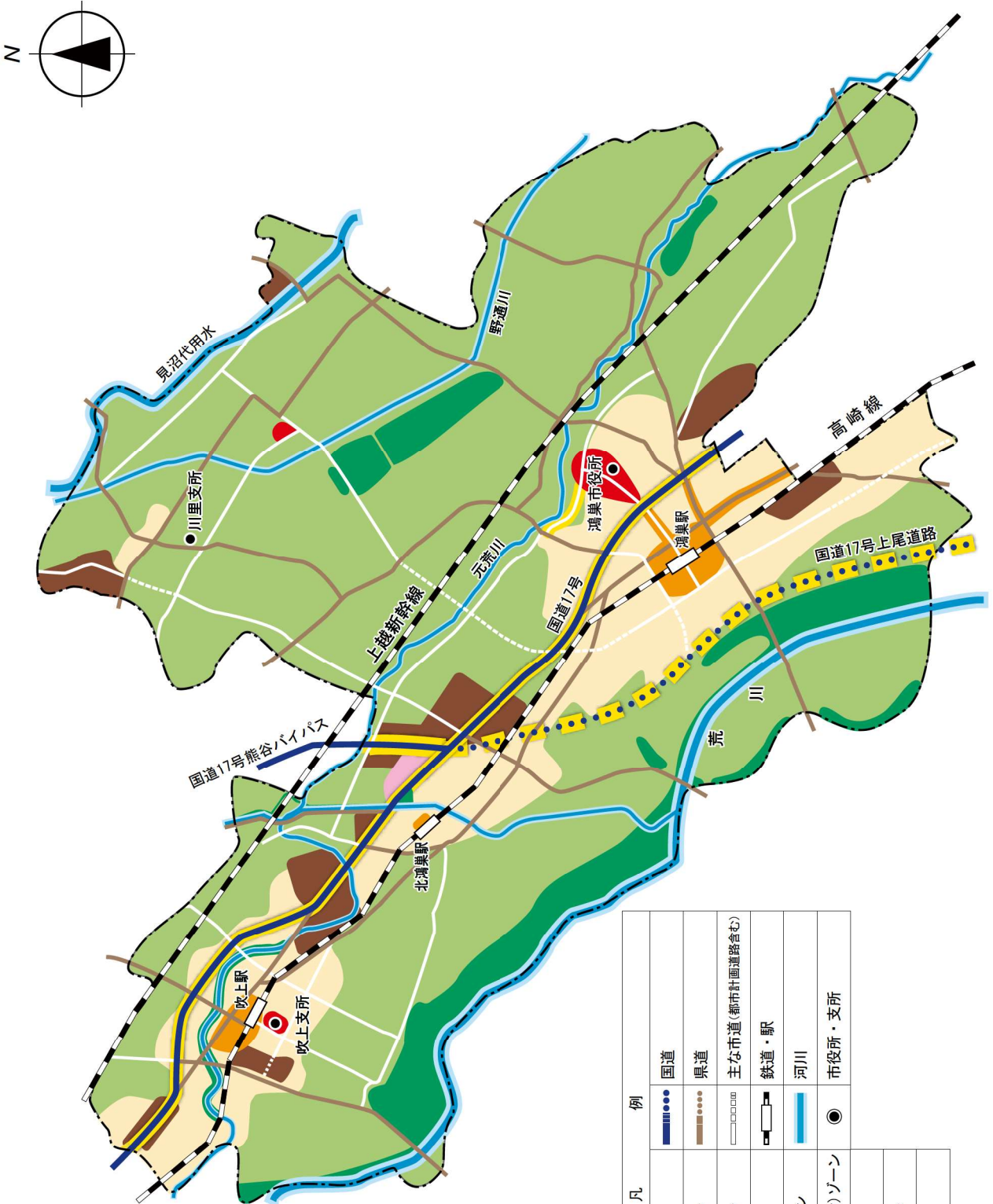
政策  
5

政策  
6

資  
料



## 2. 土地利用構想図



凡		例	
	住宅地ゾーン		国道
	商業・業務地ゾーン		県道
	工業・流通地ゾーン		主な市道(都市計画道路含む)
	公共施設地ゾーン		鉄道・駅
	沿道サービス地ゾーン		河川
	沿道サービス地(検討)ゾーン		市役所・支所
	交流・産業ゾーン		
	農業・集落地ゾーン		
	公園・緑地ゾーン		

- 序論
- 基本構想
- 基本計画
- 政策 1
- 政策 2
- 政策 3
- 政策 4
- 政策 5
- 政策 6
- 資料